

第6問

Xは、平成17年11月ころ、B町森林組合の組合長に就任し、平成22年8月ころまで在職し、その間組合を代表し組合一切の事務を総理していたところ、平成21年12月28日ころ、政府の代行機関である中央金庫S支店から、かねて政府が同組合に対し組合員の造林事業の転貸資金以外には他に流用し得ない条件を以て貸し付け決定をした農林漁業資金融通法による貸付金175万円の交付を受けて、これを同組合のために業務上保管中、同年同月29日頃B町役場内同組合事務所において前記保管金のうち43万円を同組合名義で、第三者たる町役場に貸与した。

また、Xは、平成20年8月28日頃H県上川支庁から前記組合に対しその組合員に交付することを委託して送金された平成20年度春季補助金66万円を業務上保管中同年同月30日頃B町において右金員のうち23万円を自己の用途に費消した。

Xの罪責を論じなさい。

参考判例：最判昭和34年2月13日